

今年も所得税、住民税などの申告時期になりました。申告期間は、二月十六日から三月十五日までです。忘れずに申告しましょう。

◇確定申告の必要な方

- ① 税務署から申告用紙を送付された方。
- ② 昭和六十三年中に譲渡所得のあった方。
- ③ 給与所得者で、昭和六十三年中に給与所得以外の所得のあった方。

◇住民税申告の必要な方

- ① 確定申告をしなかった方。
 - ② 給与所得者で、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない方。
- なお、次のような方は、住民税の申告をする必要はありません。

- ① 税務署へ確定申告をする人。
- ② 給与所得のみで、他に収入がなく、勤務先から給与支払報告書が提出されている人。

(ただし、申告書が届いた方は住所、氏名等記載押印をして税務課へお返し下さい)

町では、期限まぎわの混雑を少なくするため今年も三月

一日から十五日まで役場第一・二会議室で申告相談を受け付けます。相談される方はお早目に資料を持参しておいで下さい。

◇有利な青色申告の利用を

青色申告をすると、いろいろな特典がありますので白色申告より有利です。又、青色申告されていない方は、今年こそ是非青色申告をさ

通知を受けている方は、必ず決められた日においで下さい。

お願い

前年中に収入(所得)がなかった場合でも申告がありまさんと、所得の有・無の区別ができませんので必ず申告書を提出して下さい。

なお、申告は国民健康保険

所得の確定申告・住民税の申告
今年も正しく・早く
2月16日～3月15日

れますようお進めします。

◇相談時間

午前九時～午後四時
(土曜日は午前十一時迄)

◇申告に必要なもの

- 収入と支出のわかるもの
- 収入＝預貯金通帳・仕切書など
- 支出＝生命保険、損害保険、国保税その他必要経費として控除できるもの

の領収書等、印かん。
また、税務署より給与税の

譲渡所得出張相談

日時 二月十三日・十三日

午前九時～午後四時

場所 役場第一・二会議室

税理士の無料相談

日時 三月三日 午前九時～午後四時

場所 役場第一・二会議室

確定申告によって納めるこ

方
振替納税を利用していない
ご注意願います。
振替納税を利用していない
振替納税を利用している方
は税務署から直接納付書をご指定の金融機関に送付しますので、納税額に見合う預金残高を確認するとともに、ご自分では直接納付しないようご注意ください。

延納を希望される場合は、申告書下部「延納の届出」欄に必要事項を記載してください。なお延滞期間中は、年利七・三％(一万円につき一日二円)の利子税がかかります。

確定申告書に同封した納付書に納付すべき税額を記入して、三月十五日までにお近くの金融機関、又は、税務署に納付してください。
なお、個人納付の方もこれを機会に振替納税の手続きをお進めします。
○延納制度について
税額を一時に全額納付することが困難な方は、三月十五日までに税額の1/2以上を納付しますと、残額は五月三十一日まで延納することができます。